

令和5年度 浜田市立旭小学校いじめ防止基本方針

浜田市立旭小学校

旭小学校 いじめ防止基本方針

- 1 いじめを許さない学校経営・学級経営・授業づくりによる未然防止
- 2 いじめの発見システムの活用
- 3 いじめの対処システムの実行
- 4 校長によるいじめ解消宣言まで、組織的な取組の継続

旭小学校 人権宣言

わたしたちは ㊦ かるく元気な あいさつをします

わたしたちは ㊧ べつやいじめを 絶対にしません

わたしたちは ㊨ とを大切にし 仲良く生活します

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（「いじめ防止対策推進法」より）

1 いじめ未然防止のための取組

「いじめはだれにでも起こりうる」ということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止の取組を進める。全ての児童が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

- (1) 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
- (2) 分かる授業を行い、学習における基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する関心・意欲を高め、達成感・成就感を味わうことができるようにする。
3つのポイント・・・ 規律 学力 自己有用感
- (3) 人権・同和教育の充実を図るとともに、道徳科の授業や学級活動での指導を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等に努める。
- (4) 縦割り班活動などの異学年交流、12月の「なかよし集会」、年間を通して行う「いいところ見つけ」などの活動を通じて、お互いのよさを見出し、思いやりの心を育て、自己有用感を高める。
- (5) 定期的に生徒指導委員会、児童の情報交換会、生徒指導推進委員会（ケース会議）を開催し、児童の現状について話し合い、具体的な取組について共通理解を図る。
- (6) 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- (7) 学校基本方針を保護者・地域に周知し、理解と協力を得る。また、保護者との定期連絡、懇談を実施し、児童の様子把握と支援体制の強化を図る。

2 いじめ早期発見のための取組

- (1) 平素から児童観察、声がけに努め、子どもの表情や人間関係をしっかり見つめる。また、日記等、教職員と児童の間で日常的に行われる会話、資料等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- (2) 各学期に教育相談を実施し、子どもの話や悩みを聞き、子どもの様子や気持ちを知るように努める。
- (3) 保護者とも、学校や家庭での様子を伝え合い、児童を見守る関係を築く。場合によっては、スクールカウンセラー等、学校外の専門家の活用を図る。
- (4) アンケートQ-Uや生活アンケートを実施・分析することを通じて、学級集団の様子や生活実態を探り、児童の支援に生かしていく。

3 いじめ早期対応のための取組

- (1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わり（その場

でその行為を止める、相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する等)を持つ。

(2) 発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(4) 児童への対応

①被害児童、その保護者への対応について

被害児童に対して、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。いじめを知らせてきた児童に対しても安全の確保をする。

②加害児童、その保護者への聞き取り、指導について

該当児童からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、出席停止や警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

③いじめが起きた集団への働きかけについて

いじめを見ていた児童に対しても、はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(5) いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。また、聞き取りやアンケート等によって判明した情報を適切に提供する。

(6) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて警察等と適切な連携を図る。また、インターネットなどを適切に活用することができるよう、日頃から情報モラル教育を進めるよう努める。

(7) 重大事態への対応

①重大事態とは

ア いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

ると認めるとき。

- ・ 児童が自死を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患が発生した場合、発見が予見される場合 など

イ いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

※「相当の期間」については年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は、日数にかかわらず適切に判断する。

ウ 児童や保護者から、いじめられて上記ア・イのいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたるものとする。

②重大事態の報告

重大事態が発生した際は、市教委に迅速に報告する。

③重大事態の調査（市教委との連携を図り、支援を受ける）

ア 専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ 被害児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

エ 情報提供の窓口の一本化を図り、誠実な対応に努める。

4 教員の資質向上のための取組

(1) 生徒指導の訪問指導を受け、事例研究を通して、教員の指導力向上を図る。

(2) 外部講師を招いた人権・同和教育研修を行い、教職員の人権意識を高める。

(3) 市教委による「アンケートQ-U活用シート」を実施・分析し、児童理解に努めるとともに、学級経営に生かす。

(4) 「分かる喜び」「他者と学ぶ楽しさ」が感じられる授業を目指し、日々の研鑽に努める。また、年間を通じて教員の研究授業を行い、授業力の向上を図る。

(5) 月に1度、全職員が「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を実施し、いじめの未然防止

や早期発見に対する意識を高める。

5 年間の取組計画

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	「いじめ防止基本方針」の確認 児童に関する情報交換（職員会議）	学級開き 学級の約束、授業ルールの確認 行事を生かした人間関係作り (1年生を迎える会)	授業公開 学級懇談 「いじめ防止基本方針」の周知 家庭訪問（～5月）
5	学級経営案（教職員評価シート）の作成 生活アンケート（1回目）の実施 教育相談週間 児童に関する情報交換（職員会議）	縦割り班による全校遊び 行事を生かした人間関係作り（緑の少年団活動） 生活アンケート（1回目） 教育相談週間	
6	アンケートQ-U（1回目）の実施 児童に関する情報交換（職員会議） 生徒指導研修	縦割り班による全校遊び	授業公開 地区PTCA
7	アンケートQ-Uの結果分析 学級経営の反省、修正 学校評価アンケート① 児童に関する情報交換（職員会議）	行事を生かした人間関係づくり (水泳記録会)	個人懇談
8	人権・同和教育研修 生徒指導研修 児童に関する情報交換（職員会議） いじめ防止基本方針の取組評価		
9	児童に関する情報交換（職員会議）	人権作文、人権標語への取組 行事を生かした人間関係作り (運動会)	運動会
10	人権・同和教育研修 生活アンケート（2回目）の実施 教育相談週間 児童に関する情報交換（職員会議）	生活アンケート（2回目） 教育相談週間 社会科（同和問題学習）（6年生） 行事を生かした人間関係づくり (遠足、体操大会) 読書教育の充実	授業公開（人権・同和教育）
11	アンケートQ-U（2回目）の実施 児童に関する情報交換（職員会議）	行事を生かした人間関係づくり (連合音楽祭、すもう大会)	授業公開 学級懇談
12	アンケートQ-Uの結果分析 学級経営の反省、修正 児童に関する情報交換（職員会議） いじめ防止基本方針の取組評価	なかよし集会（人権集会）	期末個人懇談

1	児童に関する情報交換（職員会議） 学校評価アンケート②	学校評価アンケート	授業公開 学級懇談 学校評価アンケート
2	児童に関する情報交換（職員会議） 生活アンケート（3回目）実施 教育相談週間	生活アンケート（3回目） 教育相談週間 行事を生かした人間関係づくり （学習成果発表会）	学習成果発表会
3	いじめ防止基本方針の取組評価 学級経営の反省、修正 児童に関する情報交換（職員会議）	行事を生かした人間関係づくり （6年生を送る会）	
年間	研究授業 いじめ早期発見のためのチェック リスト	構成的エンカウンターなどの人間 関係づくり なかよしの木	連絡・連携

6 いじめ防止基本方針の評価

- PDCAサイクルの考えに沿った振り返りを実施、検証するとともに、次年度へ向けての共通理解を図る。

7 いじめ対応の手順

※次頁

【参考文献】

- ◆ 『いじめ防止対策推進法』 平成25年9月28日施行
- ◆ 『いじめ防止基本方針』（文部科学省）
- ◆ 『島根県いじめ防止基本方針 ～しまねの子どもたちの絆づくりをめざして～ 』
- ◆ 『令和4年度 浜田市いじめ防止基本方針』
- ◆ 『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』（文部科学省HP）
- ◆ 『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A 』（文部科学省 国立教育政策研究所）
- ◆ 『学校いじめ防止等の基本的な方針（私案）』（全日中生徒指導部長 山浦勝雄）
- ◆ 江津市立桜江小学校 「学校いじめ防止基本方針」